

滋賀県と一般社団法人日本自動車販売協会連合会滋賀県支部との 地域の移動支援にかかる包括連携協定

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本自動車販売協会連合会滋賀県支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が、相互に所有する人的および物的資源を有効に活用し、滋賀県の持続可能な交通まちづくりの実現に向けて緊密に連携・協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）地域の移動支援に関すること。
- （2）移動を通じた住民サービスの向上、地域住民の憩いの場やまちの賑わいづくりに関すること。
- （3）モビリティを通じた地域デザインの創造に関すること。
- （4）その他甲および乙が必要と認めること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

3 甲および乙は、前2項に定める事項を推進するにあたり、県内市町、事業者およびその他の団体等（以下「市町等」という。）との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲および乙は、本協定に基づく事業の実施を通じて知り得た秘密事項を、本協定の目的外

に利用し、または、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に書面により承諾を得た場合および法令に基づき司法または行政機関の強制力のある命令等により秘密情報の開示を求められた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとする。
 - （1）開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
 - （2）開示の時点で既に相手方が保有しているもの。
 - （3）第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- 3 前2項の規定は、本協定に基づく作業の全部または一部を委託する第三者、第2条に基づき取り組む市町等に遵守させるものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和2年（2020年）4月13日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

三日月 大造（署名）

乙 滋賀県守山市木浜町2299番地の12

一般社団法人日本自動車販売協会連合会滋賀県支部

支部長

山中 隆太郎（署名）